重要経済安保情報保護活用諮問会議(第1回) 議事要旨

1 日時

令和6年6月26日(水)17時00分から18時00分までの間

2 場所

総理大臣官邸 4 階大会議室

3 出席者

(委員)

神橋 一彦 立教大学法学部 教授

冨田 珠代 日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長

原 一郎 一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事

吉田 直人 株式会社 日経BP 代表取締役会長

渡部 俊也 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

(政府側)

岸田 文雄 内閣総理大臣

高市 早苗 内閣府特命担当大臣(経済安全保障)

平沼正二郎 内閣府大臣政務官 秋葉 剛男 国家安全保障局長

田和 宏 内閣府事務次官 飯田 陽一 内閣府政策統括官(経済安全保障担当)

彦谷 直克 内閣府大臣官房審議官(経済安全保障担当) 泉 恒有 内閣府大臣官房審議官(経済安全保障担当) 品川 高浩 内閣府大臣官房審議官(経済安全保障担当)

4 議事概要

(1) 岸田内閣総理大臣冒頭発言

- 5月に公布された重要経済安保情報保護活用法は、我が国の経済安全保障分野における 情報保全の強化のみならず、民間事業者の国際的なビジネスの機会の確保・拡充のた め、非常に重要な法律である。
- 本会議は、法 18 条により、運用基準の策定や運用状況に関し、優れた識見を有する委員の方々のご意見をお聴きすることを目的として開催するもの。
- この運用基準は、本法を運用するに当たっての重要な事項を定めるものであり、周知期間や関係省庁及び関係する事業者の準備期間を確保する観点から、政府として、できるだけ速やかに、年内をめどに策定することを目指していきたいと考えている。
- 委員の皆様におかれては、既存の特定秘密保護制度等とシームレスに運用することを念頭に、運用基準の策定に向け、情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定に関し、是非精力的な議論をお願いする。
- また、制度を所管する高市大臣におかれては、この運用基準の策定とあわせて、関係省 庁とよく連携をし、本法の適正かつ円滑な運用の確保に向け、必要な体制の整備などの 準備を引き続き進めていただきたい。

(2) 高市内閣府特命担当大臣冒頭挨拶

- 本日は、第1回重要経済安保情報保護活用諮問会議の開催に当たり、5名の有識者にお かれては、多忙であるにもかかわらず本諮問会議の委員を引き受けいただき、また短い 調整期間にもかかわらず全員に出席いただき、御礼を申し上げる。
- 今ほどの総理の指示にある通り、運用基準は、委員の皆様にご協力いただき、できるだ

け速やかに年内をめどに策定することを目指したいと考えている。

- この運用基準は、重要経済安保情報の保護及び活用に関して、本法の統一的な運用を図り、情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定について定めるもの。
- 例えば情報の指定については、対象情報の一層の明確化、適性評価についてはその具体的な在り方や適性評価結果等の目的外利用の禁止が担保されるための方策、また、適合事業者の認定については、適合事業者に求める適合性の基準などを具体的に定めていくということが国会での審議も踏まえた当面の課題。
- この諮問会議において、委員の皆様や幅広い関係者から、御意見を頂きたいと考えてい る。
- 我が国にとって望ましい、そして国際的に通用する制度の実現に向けて、しっかりと検 討したい。どうかよろしくお願い申し上げる。

(3) 座長の互選

委員の互選により、東京大学未来ビジョン研究センター教授の渡部俊也委員が座長に選出された。

(4) 会議の運営

会議の運営について、以下のとおり決定された。

- 会議は、非公開とする。
- ・ 会議の議事要旨は、原則として、会議終了後、発言者名を付さない形で、速やかに公開する。
- 会議における配布資料は、原則として、会議終了後、速やかに公開する。
- 会議の内容については、会議終了後、事務局が記者ブリーフを実施する。

(5) 事務局説明

事務局から、資料3の内容について説明があった。

(6) 自由討議

- この重要経済基盤保護情報の範囲については、各省庁が検討している内容というものを 踏まえて検討した方が効率的かと思うところ、また適性評価の目的外利用の項目は特定 秘の制度を参考にさせていただくようなことも考えられる。
- この重要経済安保情報保護活用法は、本年1月30日の総理の指示を拝見すると、特定 秘密保護法と一体となって構築され、運用されるというふうに理解している。両法律の 間には当然相違点もあるわけで、一体的に考えていくということと両者がどう違うかと いうことについて精査することがこれからの議論において肝要であると思う。
- 重要経済安保情報保護活用法においては、適合事業者と取扱者という立場で民間企業や 私人が関与することになり、その範囲も数も特定秘密保護法から格段に拡大することが 予想される。他方、これらの企業や私人は固有の法的地位や権利利益を有するから、具 体的な検討に当たっては、それらをどのように考慮するかが問題となると思う。
- 細かくは、適性評価におけるプライバシーの配慮という問題や、苦情の申出制度などに ついても若干の工夫、検討をする余地があるのではないか。
- この法律の運用に当たっては、適性評価を経た私人にも運用に関与していただくことになる。そうなると、従業者に対する研修教育が重要となる。この点は、10条3項に規定されている適合事業者との契約の内容にも含まれているが、特定秘密保護法の関連では今年度自衛隊で漏えい事案が発生しているところであり、この研修教育の点は秘密の保全のみならず、民間の方のためにもなるため、そうした方をできるだけ保護するという観点から、できるだけわかりやすい教育研修に留意する必要があるのではないか。
- 特定秘密保護法の運用基準については、見直しの議論をこれから行うと承知している。

その動きも注視する必要があり、また運用基準の策定に当たっては、機動性を確保する 観点から文言上は不確定概念、若干曖昧な概念を使用することはやむを得ないと考える ものの、適宜例示等を用いて民間関係者、一般国民にわかりやすい構成、表現を用いる ことが必要であると考えている。

- 世界情勢を見ると、やはり特定秘密の問題も、経済安全保障の問題も、まだまだ日本と しては取組みを急ぐべきことであろうと思っている。
- 提示されたスケジュール感で進めるとすると、この大きな問題に取り組むには、かなり 忙しくなると思う。ただ、これまでの有識者会議の中で議論や海外の事例を含めた研究 が進んでおり、急いでやれば十分可能ではないかと思う。
- 特定秘密の問題とのシームレスの関係など様々な論点について、ほとんど指摘され、これまで誰も気づかなかった論点はあまり残っていないと思うが、もしかするとあるかもしれず、細部に議論が行くに従ってそれが出てくる可能性もあるので、目配りをしながら議論に参加したい。
- この法律によるセキュリティ・クリアランス制度の創設は、先ほど総理から発言があったように、日本の情報保全の強化、企業の国際ビジネス展開のために非常に重要であり、今回法律が成立したことを評価している。
- 一方、既に論点として挙げられているが、クリアランスの対象となる重要経済安保情報 の範囲、それらの情報の提供を受ける適合事業者の認定基準については、当会議で検討 する運用基準や政令等を注視していく必要があると思っている。
- 経済界にとっては、今回の検討を経て施行される新しい制度が、企業ニーズの受け皿として有効に機能することを確保することが重要。
- クリアランスの対象となる情報については、政府保有情報とされているが、この中でも 特に国家として厳格に保全すべき情報に限定すべきだと考えている。これがいたずらに 広がると、民間の自由な活動を阻害し、国力の構成要素である経済力あるいは技術力に マイナスの影響を与えるおそれがあると考えており、この会議の役割が非常に重要であ る。
- 適合事業者の認定基準については、企業に過度な要件を課さないようにすべきである。 万が一そのようなことになれば、企業は新しい制度を活用しなくなると思うほか、経済 安保の確保に不可欠な官民の情報共有が進まないことにもなりかねない。
- 諸外国から安全保障上重要な情報の共有を受ける基盤となるのがこの制度であると思っており、先ほど大臣からも話があったが、信頼されるに足る実効性のある制度とすべきだと考えている。ただし、それは、諸外国と全く同じ制度あるいは仕組みを導入することを意味するものではないと考えており、国内の既存制度、すなわち特定秘密制度等との整合性を踏まえた現実的なものであるべきだと考えている。その範囲内で諸外国の制度との機能的同等性をできる限り確保することが重要である。
- 総理からも、特定秘密制度とのシームレスな運用という話があったが、まさにその点は 非常に重要だと考えており、この会議とは別に行われる特定秘密保護法の運用基準の見 直しは、この会議の検討と併せて、非常に重要であると思っているため、適宜そちらの 情報もこちらの会議の方にインプットしていただきたい。
- 労働者の保護に対し、予見性が高まるような運用基準となるように意見を述べてまいり たい。
- 今回の立法については、経済安全保障上重要な情報に対し、セキュリティ・クリアランスを含む情報保全の一層の強化を図ることが国際的に必要になっていることや、民間企業から、様々な海外事業などの展開を進めるに当たり主要国の情報保全制度と整合ある形でのセキュリティ・クリアランス制度の整備を求める声が表明されていたことなどを踏まえ、一定の理解ができると考えている。
- 一方で、今回の制度が、本来守られるべき労働者個人のプライバシー情報の調査を可能 とする制度であることから、労働者の真の同意と調査に同意しない権利を担保すること

など、労働者保護の観点で、実効性ある運用基準を定めていくことが大変重要だと考える。この観点で言うと、労働組合の有無にかかわらず、適合事業者となる事業所で働く 労働者が安心してこの制度の導入に向き合えるような対処が運用基準においてなされる ように意見をしたい。

- 今回多くの事業所がこうした制度の導入に初めて対処するということが想定されており、いずれにしても労働者がきちんと予見できることと、適正に運用がされること、それから、労使両者の理解の下で労働者の保護が図られること、こうしたことが運用基準の中で明確になることが大変重要だと考えている。この点については、わかりやすい基準や、実効性担保に資する政令等の制定に向けて、特に積極的に議論に参画してまいりたい。
- 事務局資料に挙げられている論点の中に、クリアランス保有者であることの対外的な証明をどのようにしていくのかといった論点があるが、それと同時に、クリアランスを保持することに対する国民的な理解を促すためにも、クリアランス保持への評価と課される負担、さらには処遇との関係などについても一定のガイドラインなどが示せると大変ありがたいと思っている。
- 中小企業の支援のあり方はどうなるのかといった不安の声も寄せられているので、適合 事業者の支援のあり方等についても、運用基準の中で、何らかお示しいただけるとあり がたい。
- 法律名に「活用」とあるように、もともと立法の背景、立法事実は、官民連携で民間の 活用を促すということが前提になっている。これが円滑に、しかも信頼性のあるよう に、良い制度を作ることが重要。
- 指定される情報の範囲については、1年後に運用が始まることを前提に、現在各省庁で 検討されていると伺っているが、その内容を踏まえて、実際に運用が円滑に進むような 形のものを作っていくということが必要だと思う。
- 信頼性のある制度にしなければならない。そのためには、ガバナンスがしっかり利いた 形で皆さんにご理解いただける制度にしなければならず、例えば、目的外利用の禁止な どは非常にクリティカルであり、こうした点がしっかり担保されているという信頼感を 得ることが非常に重要かと思う。
- この制度は、クリアランスホルダーを大切にする制度であってほしい。このことは非常 に重要な観点だと思う。適合事業者への支援等も含めて、ここで議論の対象として考え るとよいと思っている。
- このスケジュールで進めていくとなると、なかなか一般の方の理解が進まず、誤解を受けることも考えられる。よって、短い期間であるが、外に出していくときのコミュニケーションのあり方は非常に重要だと思う。
- 本法をめぐる議論の中で、私人や私企業に対する配慮をどうするのかという問題があるが、特に適性評価の実施はプライバシーの配慮が問題になるわけで、特定秘密保護法の方でも質問票の内容等が既に出ており、それと比較してどのように内容を十全なものにしていくかが問題になると思う。
- クリアランス保持者が一種の法的地位というかステータスのようなものと理解しているが、そうなると逆に適性評価においてネガティブな判定を受けた場合は、対象者の方の職業的・社会的な信用にも関わるということで、一種のレッテル張りにもなりかねない。そうしたことが既に議論されているようであるが、制度の具体的な構築において、その点をどういうふうに考慮するか、検討の必要があると思う。この点について具体的なポイントを一つ申し上げると、13条4項に、クリアランスが通らなかった場合に理由を通知するという制度がある。それを受けて14条1項で苦情の申出ということも定められている。これは、この法律の適性評価の結果通知が行政処分ではないという前提に立っていると思われるが、そうだとしても、結果通知の内容は極めて個人の法的地位や利益に関わるものであるから、手続的な配慮が必要ではないかと考える。例えば、理

由の通知については、出せない部分もあるとは思うが、一定程度充実させることによって、適性評価における慎重な判断が担保され、制度の透明な運用が図られるのではないかと考えている。

- 情報の指定・管理・解除については、指定の範囲をできるだけ限定することが重要だが、実際に対象を決めるのは各行政機関の長であり、また適性評価の最後の評価を行うのも各省庁なので、先ほど他の委員からも発言があったように、各省庁の検討状況を伺った上で、それを踏まえてこの場で議論していくことに賛成である。
- 適性評価については、評価対象者の範囲という点も重要である。おそらく、情報を取り扱う「見込みのある者」ということだと思うが、「見込みのある者」とは、果たしてどこまでの範囲を指すのか。この辺りも今後議論を詰めていかなければならないと思っている。おそらく適合事業者になろうとしている事業者も、その辺りの状況をできるだけ早めに知りたいと思っているであろう。
- 目的外利用の禁止については、もちろん目的外利用があってはならないが、この境界線を引くのがなかなか難しいと思っている。禁止事項なので、ネガティブリストでやってはいけないという行為をある程度列挙するのだろうと思うが、それでも限界事例等々いろいろ迷いが出てくると思う。そこで、こういうことが可能なのかどうかも含めて問題提起させていただくが、セーフハーバー的なもの、つまりこのようにしていれば通常は問題ない、といったこともこの会議で示せれば、事業者は安心感を持って目的外利用の禁止にきちんと対応できるのではないかと思う。
- 適合事業者の認定については、対外的に国際的にも通用するという観点が非常に重要だ と思っており、認定基準の中身について、今後議論をしてまいりたい。
- 従業者の教育については、契約に盛り込まなければいけない事項として、「教育」が法 定されているので、取り組まなければならないと思うが、教育の中身、即ち、どのよう な教育を従業者に対して行うべきなのかについて、事業者は非常に気になるところだと 思う。
- 適性評価で収集する個人情報の取扱いについて、今回、一元的な調査機関が一括して個人情報を取り扱うことになるが、この調査機関での守秘義務の担保をどうしていくのか、また、適合事業者がこの個人情報を知り得ることのない仕組みをどう担保していくのかというのも、この場で議論を深めていただきたい点である。
- クリアランスホルダーとなった後のクリアランスのポータビリティの問題に関連するが、今回の論点リストの中に、「適合性認定後の事情変更があった場合の取扱い」というものが含まれているところ、仮に事情変更によって適合事業者の認定が見直されるようなことになった場合に、その事業者の下で取得したクリアランスの取扱いがどうなるのかという懸念の声もあるので、ポータビリティの範囲などについても明らかにしていく必要があると考えている。
- 現場の中から一番多かった声が、調査の結果が本人に通知されないケースが実際にあるというもの。したがって、今回この運用基準を定めるに当たっては、確か国会でも個別の調査について期間を一定に定めるのは難しいといった御答弁もあったと認識はしているが、例えば、一定期間を定めておき、その期間が来ても調査が継続しているのであれば、途中経過を事業者と本人に通知するなど、一定の予見が図れるような対処が必要だと思う。また、クリアランスが取れたのか取れなかったのかということは、本人のその後の職業人生に大きく関わる問題であることから、結果通知と苦情処理の取扱いについても、具体的な対処の方法について議論を深めていきたい。
- 他の委員から、特定秘密保護法とのシームレスな運用の必要性について御発言があったが、今回の運用基準の中で、とりわけ労働者保護に関する具体的な規定が定められた場合には、特定秘密保護法の運用基準にも同様の規定を置くということも、シームレスであることの一つの観点かと思うので、相互にそうした形がとられるよう、併せて検討されたい。

○ これから短い間に議論を詰めていくに当たり、重要経済安保情報の指定については各省 庁が精査した情報をいただいた上で議論した方がよいという意見があったし、また、特 定秘密制度とのシームレスという点では、こちらの運用基準を組み立てるときに、特定 秘密制度がどういう運用になっているのかを見る必要があり、これは文章になっていな い部分もあろうかと思うので、運用状況について補足をしていただきつつ、それをベー スに議論させていただいた方が効率的な部分もあると考える。この点、事務局において 御検討いただきたい。特に、適性評価や適合事業者の認定に関しては、そういう議論の 仕方が必要なのではないかと思う。

事務局

○ 本日5人の委員の方々から、事務局が提示した議論の論点について、さらに深掘りする べき事項や追加すべき事項についての御意見、あるいは進め方についての御意見をいた だいた。それを踏まえ、次回以降の会合を進めさせていただければと考えている。